

# 首都圏からの移住推進&就職先マッチング支援事業 業務委託公募型プロポーザル審査募集要領

## 1 事業の目的と背景

- (1) 県南地域は首都圏へ距離的に近くアクセスに恵まれているが、県外への人口流出が続いており、地域の担い手不足が顕在化している。この課題に対応するため、県及び市町村が連携して移住推進に取り組んでいるところである。しかし、全国各地で同様の取組が行われていることから、十分な移住者の獲得には至っていない。
- (2) 移住にあたっては、移住先で理想の仕事を見つけられるかが移住先決定の重要な要素の一つである。県南地域は製造業を中心に多数の事業所が存在し、かつ人手不足で正社員の求人を出す企業が多いという特性がある。この特性を活かし、首都圏から地方暮らしをしたい・地元に戻りたいと考えている層を県南地域に呼び込むため、移住希望者へ就職に関する情報を効果的に発信し、理想の仕事を見つけるためのマッチング支援を実施することで、就職や転職を切り口とした移住者の増加を図る。
- (3) また一方で、コロナ禍を背景に浸透したテレワークや副業などの多様な働き方を望む層や、若い世代を中心に仕事よりもプライベートを重視するなどの価値観の変化により、多様な働き方を求める動きが増えてきているが、多くの中小企業は、こうした新しい働き方や価値観に対応した採用が大企業に比べて遅れており、求職者の希望とミスマッチが生じ、応募・採用に繋がっていない。そこで多様な働き方を求める求職者のニーズに応え、求職者・企業のそれぞれのニーズのマッチングを行うことで、県内外から県南地域への転職・就職をきっかけとした、若者や移住者の増加を図り、地域経済の活性化につなげていく。
- (4) 加えて、移住や就職を具体的に検討するにあたっては、ウェブ上の情報提供だけでなく、実際に地域や企業、働く環境に触れる機会を通じて、暮らしや仕事のイメージを具体化することが重要である。  
特に首都圏等の若者にとっては、地域企業の現場や地域資源を体験することが、就職・移住への不安解消や理解促進につながることから、企業訪問と地域資源を活用した体験を組み合わせた取組を実施し、就職・転職を契機とした県南地域への関心喚起及び移住促進を図る必要がある。

## 2 業務委託概要

- (1) 業務委託期間  
契約締結の日から令和9年3月23日（火）まで。
- (2) 委託費の上限  
9,755,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

## 3 委託内容

別紙仕様書(案)のとおり。

## 4 企画提案書の審査及び委託候補者の選定方法

- (1) 選定方式：公募型プロポーザル方式
  - ア 書面審査（1次審査）  
期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位3社程度）を選定する。ただし、各社から参加表明

書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が3社程度の場合は、書面審査（1次審査）の実施を省略し、下記イの2次審査へ移行するものとする。

イ プレゼンテーション審査（2次審査）

1次審査で選定された対象者から、提出書類等によるプレゼンテーションを受けて、本業務に最も優れた提案者を選定する。

(2) 企画提案書に盛り込む内容（提案課題等）

ア 移住・転職希望者に向けた情報発信

(7) 専用ウェブサイトの運用・保守管理

専用ウェブサイト「しらかわ地域に特化した転職サイト」(<https://shirakawa-job.rakuras.jp/>)について、安定的な運用・保守管理体制に加え、利用状況や求職者ニーズを踏まえた機能改善（検索項目の追加、表示方法の工夫等）について提案すること。

※当該サイトは「ラクラスしらかわ」(<https://rakuras.jp/>)内のサブドメインとして管理されており、ドメイン及びサーバ管理に係る費用は委託料に含まない。必要な管理権限は県が付与する。

(4) 企業情報・求人情報の充実にに向けた支援

「転職サイト」に掲載する企業情報・求人情報について、各企業の自社ホームページや採用ページへのリンクを基本としつつ、しらかわ地域ならではの働き方や職場環境を求職者が具体的にイメージできるよう、内容充実にに向けた支援方法を提案すること。

また、福島県次世代育成支援企業認証制度の認証企業、「ふくしま女性活躍応援宣言」賛同企業及び「イクボス宣言」企業については、求人一覧ページ及び求人詳細ページ上で求職者が一目で把握できるよう、表示方法の工夫について提案すること。

(5) 中小企業等の参画企業数増加に向けた周知・働きかけ

「転職サイト」への掲載企業数の増加を図るため、管内企業等に対する事業周知及び参画促進に向けた具体的な働きかけ手法について提案すること。

周知にあたっては、事例紹介ツールの作成、掲載企業向けページ、体験企業レポートページ（事例紹介）及び参画企業募集チラシ等を活用した効果的な周知方法について提案すること。

なお、掲載対象企業は、県内外からの移住・転職希望者を採用する意向のある企業とすること。

(6) 首都圏等に向けた広報の実施

Uターン等を希望する若者や移住・転職希望者に対し情報が届くよう、ウェブ広告等を活用した効果的な広報媒体、選定理由、実施内容について提案すること。

あわせて、「転職サイト」への誘導方法及び想定される効果（閲覧数等）について示すこと。

(7) Uターン等を希望する若者や移住希望者に特化した情報発信・相談受付等

「転職・仕事」を切り口としたUターン等を希望する若者や移住希望者の増加につなげるため、移住希望者向けフェア（ふるさと回帰フェア等）への出展（3回程度）について、出展先、選定理由、実施内容、想定される効果（相談者数、対応回数等）を提案すること。

また、首都圏の大学生等を主な対象とした企業説明会及び就職・転職相談会を1回程度実施することとし、開催時期、場所、実施方法に加え、飲食を伴う交流の場を組み合わせた効果的な手法について提案すること。

#### イ 移住・転職希望者と企業とのマッチング支援

「転職サイト」や移住者向け媒体を通じて関心を持った求職者が、企業と円滑にコンタクトを取れるよう、相談対応体制及び具体的なマッチング支援内容について提案すること。

また、移住に関する情報提供を希望する者に対しては、移住関係機関と連携した支援方法について提案すること。

#### ウ 県南地域魅力体験ツアーの企画・運営

県南地域での就職に関心のある首都圏等の大学生等を対象に、企業訪問と地域資源を活用した体験を組み合わせたツアーを1回程度実施することとし、実施内容、規模、日程、参加者確保に向けたプロモーション手法について提案すること。

また、安全管理、運営体制、参加者負担の考え方について具体的に示すこと。

併せて、現役大学生等の若者をツアー準備・運営スタッフとして参画させる体制及び役割について提案するとともに、女性にも魅力的な内容とするため、女性が活躍・働きやすい企業の選定、女性の関心が高い観光・体験コンテンツの導入について提案すること。

#### エ 業務実施体制

本事業を円滑に実施するための責任者、実施体制、人員配置、役割分担、連絡体制について示すとともに、過去の実績（県事業や類似事業等）について記載すること。

#### オ 業務実施スケジュール

委託期間内における業務全体の流れがわかる年度スケジュールを、表形式で示すこと。

#### カ 費用見積書

本事業に係る費用について、委託内容の費目ごとの内訳が分かるように記載し、費用の総額を見積もること。

### 5 プロポーザル参加の条件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 本事業の目的に沿った企画等を実施できる法人格を持つ団体であること。
- (2) 常に県との連絡調整や打合せができるように体制を整えておける者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く）でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、又はその支店又は若しくは常時契約を

締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ)が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(7) プロポーザル実施日前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

(8) 都道府県税を滞納している者でないこと。

(9) 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

(10) 関係法令の手續等を遵守していること。

(11) 総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。

(12) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 6 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和8年2月17日（火）
質問受付	令和8年2月17日（火）～2月25日（水）
質問回答	令和8年2月27日（金）17時まで
参加表明書提出期限	令和8年3月2日（月）17時まで
参加資格審査結果通知	令和8年3月3日（火）以降
企画提案書提出期限	令和8年3月6日（金）17時まで
書面審査（1次）の実施・結果の通知	令和8年3月11日（水）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年3月17日（火）
審査結果発表及び通知	令和8年3月19日（木）以降
契約締結	令和8年4月1日（水）以降（予定）

## 7 質問書の受付

(1) 受付期間

令和8年2月17日（火）～令和8年2月25日（水）17時（必着）まで。

(2) 提出方法

質問書（第1号様式）により、メールまたはFAXで、事務局へ提出してください。電話による質問には応じません。

※必ず着信確認を行うこと。

(3) 提出先

下記14のとおり。

(4) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、令和8年2月27日（金）17時までに県南地方振興局ホームページに掲載します。

なお、質問社名は公表しません。

## 8 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）を下記期限までに提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

### (1) 提出期限

令和8年3月2日（月）17時まで（必着）。

### (2) 提出方法

持参、郵送又はFAXとします。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

※郵送の場合は、3月2日（月）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※FAXの場合は、必ず着信確認を行うこと。

### (3) 提出先

下記14のとおり。

## 9 参加資格の審査

プロポーザル参加予定者の参加資格要件の適否を確認後、令和8年3月3日（火）以降に「参加資格確認通知書（第3号様式）」により通知します。

なお、上記4（1）アの書面審査（1次審査）の実施を省略する場合は、その旨も併せて通知します。

## 10 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を下記期限までに提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年3月6日（金）17時まで（必着）。

### (2) 提出方法

郵送又は持参とします。

※郵送の場合は、3月6日（金）必着で送付してください。到着しない場合、特に瑕疵を伴わない事情を除き、受け付けません。

※持参による提出の受付時間は以下のとおりとします。

月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時

### (3) 提出先

下記14のとおり。

### (4) 提出書類

ア 企画提案書：10部（任意様式（日本工業規格A4判））

※仕様書（案）に対応する提案内容及び見積（総額及び内訳）、スケジュール、実施体制について、必ず盛り込むこと。

イ 会社概要：1部（第4号様式）

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書：1部（第5号様式）

## 11 プレゼンテーション審査（2次審査）

### (1) 審査会

ア 開催日時 令和8年3月17日（火）予定

※プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とします。詳細な時間は、参加者が決定次第、通知します。

### イ 開催方法

(ア) オンライン（ZOOM）により実施します。

(イ) 出席者は、1社2名以内とします。

(ウ) 内容は、企画提案書の説明、審査委員からの質疑とします。

(エ) 説明時間は15分、質疑時間は約10分、計25分程度を予定しています。

### (2) 審査方法

各社からの企画提案を受け、福島県はこれを総合的に評価し、業務委託予定者（単独随意契約の予定者）を選定します。（審査基準は次のとおり）

### (3) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
① 企画全体の妥当性・一貫性	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業目的・背景及び仕様書の趣旨を的確に理解した提案となっているか。</li> <li>・各取組が相互に連動し、「就職・転職」を切り口とした移住につながる一貫した企画となっているか。</li> </ul>
② 「転職サイトの」運用・情報充実に関する提案	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「転職サイト」の安定的な運用・保守管理体制が具体的に示されているか。</li> <li>・利用状況や求職者ニーズを踏まえた機能改善（検索項目、表示方法等）の提案が具体的かつ実現可能か。</li> <li>・企業情報・求人情報について、働き方や職場環境が具体的に伝わる内容充実に向けた支援となっているか。</li> <li>・各種認証制度（次世代育成、女性活躍、イクボス等）の表示方法に工夫がみられるか。</li> </ul>
③ 参画企業拡大・首都圏向け広報の取組	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管内中小企業等に対する周知・働きかけ手法が具体的かつ効果的であるか。</li> <li>・事例紹介ツールや参画企業募集チラシ等を活用した取組が明確に示されているか。</li> <li>・首都圏等に向けた広報媒体の選定理由が明確で、「転職サイト」への誘導効果が期待できるか。</li> </ul>
④ Uターン等を希望する若者・移住希望者に特化した情報発信・相談対応	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「転職・仕事」を切り口として、Uターン等を希望する若者や移住希望者を主な対象とした情報発信・相談対応の考え方が明確に示されているか。</li> <li>・移住希望者向けフェア（ふるさと回帰フェア等）への出展（3回程度）について、出展先の選定理由、実施内容が具体的に示さ</li> </ul>

審査項目	配点	評価基準
		れ、相談者数や対応回数等の効果が期待できる提案となっているか。 ・首都圏の大学生等を主な対象とした企業説明会及び就職・転職相談会を1回程度実施する内容となっており、開催時期、場所、実施方法が明確で、飲食を伴う交流の場を組み合わせた効果的な手法が提案されているか。
⑤ 移住・転職希望者への相談対応・マッチング支援	15	・求職者が企業と円滑にコンタクトを取れる相談対応・マッチング体制が構築されているか。 ・移住関係機関と連携した支援方法が具体的に示されているか。
⑥ 県南地域魅力体験ツアーの企画・運営	15	・企業訪問と地域資源体験を効果的に組み合わせた内容となっているか。 ・参加者確保に向けたプロモーション手法が具体的であるか。 ・安全管理、運営体制、参加者負担の考え方が明確か。 ・若者・女性の視点を取り入れた工夫（企業選定、体験内容）がみられるか。
⑦ 業務実施体制・スケジュール	10	・責任者及び実施体制、役割分担が明確で、円滑な業務遂行が期待できるか。 ・業務全体のスケジュールが現実的かつ適切であるか。
⑧ 加点要素	5	・適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言を行い、公表しているか。

※適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言の詳細については、以下のURL、または二次元コードをご参照ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/partnership.html>



#### (4) 評価方法

- ア 審査項目毎に評価点を付します。  
イ 評価基準は以下のとおりとします。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

※参加表明書提出時点で、適切な価格転嫁にかかるパートナーシップ構築宣言を行い、公表（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト上（<https://www.biz-partnership.jp/list.php>））されている場合は5点の加点措置を行います。

(5) 業務委託予定者の選定

ア 各審査委員が評価点の合計得点を算出します。

イ 審査票の合計得点により、審査委員ごとに事業者の順位を決定します。

ウ 各審査委員の順位の平均が最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。なお、各審査委員の順位の平均が同一になった場合は、評価点の合計得点の最も上位の者を業務委託予定者（単独随意契約の予定者）とします。また、プロポーザル参加者が1者の場合、全審査委員の合計得点（加点措置の点数を除く）の平均が7割以上であることを条件とします。

(6) 審査結果の通知・公表等

ア 審査結果

審査結果は、プロポーザル審査参加者全員に通知するとともに、業務委託予定者名を県南地方振興局ホームページにて公表します。

イ 審査結果に関する開示請求

選定されなかった者は、選定されなかった理由をその通知の日の翌日から起算して2週間以内に審査結果開示請求書（第6号様式）を事務局に提出することにより求めることができます。また、その開示は書面にて行い、請求書が到達した日から起算して10日以内に通知します。なお、開示内容は「請求者及び選定された業務委託予定者の企業名とそれぞれの審査時の総得点及び各審査委員の順位の平均」とします。

## 12 契約等

(1) 仕様書の協議等

選定した業務委託予定者と福島県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結します。

なお、具体的な手法については、業務委託予定者の選定後、企画提案書の提案内容を反映して決定し、仕様書を作成します。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定します。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとします。

(3) 評価内容の担保

企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は、契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とする場合があります。

(4) 権利

本成果品の著作権は、福島県に帰属します。

(5) その他

業務委託予定者と福島県との間で行う協議が整わない場合又は業務委託予定者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議します。

なお、本事業は、福島県議会令和8年2月定例会において当初予算として審議され、県議会の議決を得られない場合は事業を実施しませんので、御了承願います。

## 13 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 企画提案書の失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

ア 募集要領等で示す条件に違反した企画提案書

イ 参加資格がない者が提出した企画提案書



- ウ 虚偽の内容が記載されている企画提案書
- エ 審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- (2) 複数提案の禁止  
プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできません。
- (3) 辞退  
提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (4) 費用負担  
プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とします。
- (5) その他
  - ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなします。
  - イ 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。
  - ウ 提出された企画提案書等は、返却しません。
  - エ 提出後における企画提案書等の内容変更、差替え又は再提出は認めません。

#### 14 事務局・書類提出先

福島県南地方振興局 企画商工部 地域づくり・商工労政課 （担当：鈴木）

所在地 〒961-0971 福島県白河市昭和町269番地

電話 0248(23)1546 FAX 0248(23)1509

M a i l kennan.kikakushoukou@pref.fukushima.lg.jp

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。